

## 監査報告書

2020(令和2)年5月25日

学校法人 麻生教育学園

理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

学校法人 麻生教育学園

監事 木林 一義林

監事 山本孝俊



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人麻生教育学園寄附行為第15条の規定に基づき、本法人における2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果について報告します。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席して意見を述べたほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な文書及び会議議事録等を閲覧するとともに、会計監査人及び内部監査人と連携して、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、本法人の業務に関する決定及び執行は、適切な手続きを経て行われており、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行に関し、不正の行為はなく、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

なお、本法人は事業報告書等に記載のとおり、文部科学省から「経営改善状況報告書」の提出を求められるなど、経営改善計画の策定及びその着実な実施等により経営基盤の安定確保に努めるよう指導・助言を受けたことに関し、引き続き適切に対応されることを望みます。

以上